

443. 特殊機器の施設(電技・解釈①)

<特殊機器の施設(電技)>

第60条(特別高圧の電気集じん応用装置等の施設の禁止):使用電圧が特別高圧の電気集じん装置、静電塗装装置、電気脱水装置、電気選別装置その他の電気集じん応用装置及びこれに特別高圧の電気を供給するための電気設備は、第56条(426,437参照)及び前条(385参照)の規定にかかわらず、屋側又は屋外には、施設してはならない。ただし、当該電気設備の充電部の危険を考慮して、感電又は火災の恐れが無いように施設する場合は、この限りでない。

第74条(電気柵の施設の禁止):電気柵(屋外において裸電線を固定して施設した柵であって、その裸電線に充電して使用する物をいう。)は、施設してはならない。ただし、田畑、牧場、その他これに類する場所において野獣の侵入又は家畜の脱出を防止するために施設する場合であつて、絶縁性が無い事を考慮し、感電又は火災の恐れが無いように施設する時は、この限りでない。

第75条(電撃殺虫器、エックス線発生装置の施設場所の禁止):電撃殺虫器又はエックス線発生装置は、第68条から第70条まで(440参照)に規定する場所には、施設してはならない。

第76条(パイプライン等の電熱装置の施設の禁止):パイプライン等(導管等により液体の輸送を行う施設の総体をいう。)に施設する電熱装置は、第68条から第70条までに規定する場所には、施設してはならない。ただし、感電、爆発又は火災の恐れが無いよう、適切な措置を講じた場合は、この限りでない。

第77条(電気浴器、銀イオン殺菌装置の施設):電気浴器(浴槽の両端に板状の電極を設け、その電極相互間に微弱な直流電圧を加えて入浴者に電氣的刺激を与える装置をいう。)又は銀イオン殺菌装置(浴槽内に電極を収納したイオン発生器を設け、その電極相互間に微弱な直流電圧を加えて銀イオンを発生させ、これにより殺菌する装置をいう。)は第59条(385参照)の規定にかかわらず、感電による人体への危害又は火災の恐れが無い場合に限り、施設する事ができる。

第78条(電気防食施設の施設):電気防食施設は、他の工作物に電食作用による障害を及ぼす恐れが無いように施設しなければならない。

<特殊機器の施設(解釈)>

①電気柵:屋外に充電した裸電線を固定して施設するもので、同施設は、田畑、牧場などにおいて野獣の侵入または家畜の脱出を防止する事を目的に施設する物に限って、施設する事が認められている



ちなみに社会問題の影響を受けてか、二種で出題されている

電気柵については解釈第192条で施設方法が規定されている

電気柵って、人が感電死して社会問題になった事が何回あったわよね

